

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本救助犬協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、災害遭難時の要救助者及び行方不明者の救助に関する事業を行い、緊急人命救助に寄与すること及び動物介在による社会貢献を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動を行う
- (2) 福祉の増進に寄与する

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 災害救助犬の使用時、特に瓦礫下捜索及び行方不明者の捜索に関し、所官庁等に積極的に協力する
- (2) 前項の目的を達成するため、救助犬・訪問活動犬の育成・訓練を行い、服従試験及び災害救助犬認定審査を開催する
- (3) 救助犬・訪問活動犬の認定審査の結果、合格証及び認定証を発行する
- (4) 災害救助活動を行う他組織及び地区との連携をとる
- (5) 救助犬・訪問活動犬指導手の育成指導研修を行う
- (6) 社会福祉活動を積極的に行う
- (7) 救助犬・訪問活動犬の社会的認識を高める事業及び救助犬・訪問活動犬を支える募金活動を行う
- (8) 会報等の発行及び情報提供に関する一切の事項
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な一切の事項

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した支援協力する個人
- (3) 法人賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した支援協力する法人
- (4) 家族会員 正会員の家族で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (5) 名誉会員 この法人に名誉会員を置くことができる

名誉会員はこの法人に特に功労のあった者の中から理事会の推薦により理事長が推すものとする

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 救助犬育成を目的として入会する者
 - (2) 前項に同じ意志をもち、共に救助犬育成に協力できる者
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込より、申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みあったとき、そのものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通

知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(付則)に記載

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して三ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち理事長1名、専務理事1名、常務理事3名とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長、専務理事を補佐し、理事長、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定める順位によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べることもしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は1年とし、総会の日から次の総会の日までとする。但し再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会長、顧問)

第20条 この法人に会長、顧問を置くことができる。

会長は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。会長の職務は本会運営上の一部の重要事項について理事長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

顧問は、理事会の決議により理事長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるができるが、決議には加わらない。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算

- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短借入金を除く第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の 5 分の 2 以上から会議の目的を記載した書面により招集請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定数制)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することは出来ない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における決議事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事からの招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の評決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の評決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により評決した理事は前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面又は電子メールによる評決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構 成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を得て理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決をえなければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 5 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 所轄庁による設立の認証の取消

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の5分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年

3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 2,000円
 - (2) 年会費 8,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	
理事	高橋 出水	理事長
	一水 久幸	専務理事
	土橋 正雄	専務理事
	乙川 誠	
	喜早 康起	
	小林 二雄	
	早川 直子	
	早川美保子	
監事	林 修吾	

平成11年10月01日 制定
平成12年11月02日 一部改定
平成13年10月19日 一部改定
平成14年09月25日 一部改定
平成15年09月10日 一部改定
平成16年10月06日 一部改定
平成21年10月23日 一部改定
平成26年11月15日 一部改定
平成30年09月14日 一部改定
令和2年6月16日 一部改定

これは、当法人の定款である。

特定非営利活動法人 日本救助犬協会

理事長 市川宏雄